

輸入申告に係る運送先一覧表 (C-5021、5022、5023)

輸入申告において、輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）の「運送場所識別」欄が「複数箇所」に該当する場合には、当該輸入申告に係る主たる貨物の運送先についてその申告書の「貨物運送先」の各欄に記載するとともに、運送先の一覧を、輸入申告に係る運送先一覧表（C-5021、5022、5023）に記載して添付する。運送先一覧表の記載は、次による。

- (1) 運送先一覧表のうち和文住所用の様式（C-5021）は、運送場所の所在地の「都道府県」、「市区町村（行政区名）」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」並びに「運送場所の名称等」の各欄を和文で記載する場合に使用する。運送先一覧表のうち英文住所用の様式（C-5022又は5023）は、当該各欄を英文（半角英数字）で記載する場合に使用する。

なお、1申告中に和文住所と英文住所が混在する場合には、それぞれ和文住所用の様式（C-5021）と英文住所用の様式（C-5022又は5023のいずれか）に分けて記載し、両方の様式を提出する。

- (2) リストの行数は必要に応じて追加するものとし、当該リストの行数の追加以外の様式の変更、編集等は行わないものとする。電子情報処理組織（NACCS）により輸入申告及び添付書類等の提出が行われたものである場合は、運送先一覧表の提出様式はExcel形式とする。
- (3) 「B/L番号／AWB番号」欄及び「輸入申告番号」欄は、いずれか一方を必ず記載する（両方の欄に記載しても差し支えない。）。

このほか、様式中の各欄のうち白抜き部分の項目は必ず記載し、色刷部分（運送場所の所在地の「郵便番号」欄及び「電話番号」欄）の項目は記載の省略を認めて差し支えない。

- (4) 「B/L番号／AWB番号」欄は、輸入申告書の「船荷証券番号」欄に記載する番号（電子情報処理組織（NACCS）により輸入申告が行われたものである場合は、NACCSの「輸入申告事項登録」業務において「B/L番号／AWB番号」欄の繰返し1回目で入力する番号）と同じ番号を記載する。
- (5) 和文住所用の様式（C-5021）を使用する場合、運送場所の所在地の「都道府県」、「市区町村（行政区名）」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」並びに「運送場所の名称等」の各欄の表記は、日本における住所の記載の順番で記載する。英文住所用の様式（C-5022）を使用する場合、当該各欄の表記は、可能な範囲で、日本における住所の記載の順番で記載する。英文住所用の様式（C-5023）を使用する場合、「Address1」、「Address2」、「Address3」及び「Address4」の各欄には、英文住所用の様式（C-5022）を使用する場合にその「都道府県」、「市区町村（行政区名）」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」の各欄に記載すべき内容をそれぞれ記載する。

「ビル名ほか」の欄には、「町域名・番地」の欄までで運送場所の所在地が記載しきれない場合に、その記載しきれない部分を記載する。

- (6) 「名称等識別」欄には、「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を記載する

場合は「1」と記載し、「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を記載する場合は「2」と記載する。